

天龍工業株式会社に対する勧告について

令和 8 年 7 月 1 6 日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、本日、天龍工業株式会社（以下「天龍工業」という。）に対し、改正前の下請法^{（注1）}第7条第2項及び第3項^{（注2）}の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法 人 番 号	9 2 3 0 0 0 1 0 0 6 9 0 7
名 称	天龍工業株式会社
本 店 所 在 地	富山市婦中町道場 1 番地 3
代 表 者	代表取締役 吉川 徳雄
事 業 の 概 要	輸送用機械の部品の製造販売
資 本 金	9 5 0 0 万円
違反事実の概要	天龍工業は、下請事業者 2 4 名に対し、自社が販売し又は製造を請け負う輸送用機械の部品の製造を委託したところ ① 令和 6 年 1 1 月から令和 7 年 9 月までの間、当該 2 4 名のうち 1 4 名との取引において、自社の原価低減等を図るため、下請代金の額から「調整部品」の名目で計 5 4 4 万 5 2 4 0 円を減じ ② 遅くとも令和 6 年 1 0 月以降、当該 2 4 名のうち 1 1 名に生じる計 1 8 7 個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、当該 1 1 名に当該金型等を保管させた。 なお、天龍工業は上記①に係る不利益額の全部を支払った（計 5 4 4 万 5 2 4 0 円）。また、天龍工業は上記②に係る不利益額の支払手続を進めている。
勧 告 の 概 要	下請事業者 1 1 名に対し、金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。 等
参 照 条 文	① 改正前の下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止） ② 改正前の下請法第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所第一取引適正化調査課
電話 0 5 2 - 9 6 1 - 9 4 2 4（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(注１) 下請代金支払遅延等防止法(昭和３１年法律第１２０号)は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(令和７年法律第４１号。以下「改正法」という。)により改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「改正後の取適法」という。)となった。「改正前の下請法」とは、改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法をいう。

(注２) 「改正前の下請法第７条第２項及び第３項」とは、改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第７条第２項及び第３項をいう。

※ 令和７年１２月までになされた製造委託等にあつては、改正前の下請法が適用され、令和８年１月以降になされた製造委託等にあつては、改正後の取適法が適用される。本公表文においては、内容に応じて適当な字句を用いている。

改正前の下請法		改正後の取適法
下請代金	➡	製造委託等代金
親事業者		委託事業者
下請事業者		中小受託事業者

天龍工業株式会社に対する勧告（概要）



受注者（延べ25名）

天龍工業（株）（発注者）

●製造委託の内容

自社が販売し又は製造を請け負う輸送用機械の部品の製造を委託

●違反行為の概要①（代金の減額）

天龍工業(株)は、令和6年11月から令和7年9月までの間、
受注者14名との取引において、代金の額から約545万円を減額（※1）した。
なお、天龍工業(株)は、受注者に対し、減額した金額を支払済みである。

※1 下請法では受注者に責任がないのに、発注時に定められた代金から一定額を減じて支払うことを禁止している。
なお、同行為は取適法でも禁止されている。

●違反行為の概要②（不当な経済上の利益の提供要請）

天龍工業(株)は、遅くとも令和6年10月以降、貸与した金型等を用いて製造する輸送用機械の部品の
発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者11名に対して合計187個の金型等を、自己のために
無償で保管（※2）させた。

なお、天龍工業(株)は、受注者との間で、金型等について、保管費用の支払に関する手続を進めている。

※2 下請法では発注者が自己のために、受注者に金銭や役務等の経済上の利益を不当に提供させることを禁止している。
なお、同行為は取適法でも禁止されている。



公正取引委員会からの勧告の内容（※3）

■受注者11名に対し、金型等を保管させたことによる費用に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと

■取適法の遵守体制を整備すること など

（※3）下請法は、令和7年改正により「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称：取適法）となった（令和8年1月1日施行）。取適法では次のように用語が変更されている。

- ・「下請代金」 → 「製造委託等代金」
- ・「親事業者」 → 「委託事業者」
- ・「下請事業者」 → 「中小受託事業者」

1 関係法令の概要

参 考

(1) 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

親事業者		下請事業者
資本金 3 億円超	→	資本金 3 億円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）

※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

親事業者		下請事業者
資本金 5 千万円超	→	資本金 5 千万円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）

○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

(2) 取適法の概要

○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

a. 物品の製造・修理・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

委託事業者		中小受託事業者
資本金 3 億円超	→	資本金 3 億円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）
委託事業者 常時使用する従業員 300 人超	→	中小受託事業者 常時使用する従業員 300 人以下 （個人を含む。）

※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

委託事業者		中小受託事業者
資本金 5 千万円超	→	資本金 5 千万円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）
委託事業者 常時使用する従業員 100 人超	→	中小受託事業者 常時使用する従業員 100 人以下 （個人を含む。）

なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (セ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に出託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に出託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三・四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三・四 （略）

9・10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～5 （略）

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三～六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三～六 （略）

10・11 （略）

（委託事業者の遵守事項）

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一・二 （略）

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 （略）

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三・四 （略）

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

附 則

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支

払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 （略）

公 取 適 第 8 2 0 号
令和 8 年 7 月 1 6 日

富山市婦中町道場 1 番地 3

天龍工業株式会社

同代表者 代表取締役 吉 川 徳 雄

公 正 取 引 委 員 会

同代表者 委員長 茶 谷 栄 治

勧 告 書

公正取引委員会は、天龍工業株式会社（以下「天龍工業」という。）に対し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 1 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和 3 1 年法律第 1 2 0 号。以下「改正前の下請法」という。）第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 天龍工業は、別表 1 の「下請事業者」欄記載の事業者 1 1 名に対し、金型、樹脂型、木型又は治具（以下「金型等」という。）を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 2 天龍工業は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - (1)ア 自社の原価低減等を図るため、下請代金の額から「調整部品」の額を減じた行為は、改正前の下請法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

イ 今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないこと

(2)ア 下請事業者に生じる金型等の保管に係る費用を負担することなく、下請事業者に金型等を保管させた行為は、改正前の下請法第4条第2項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと

3 天龍工業は、今後、次の行為を行うことがないよう、自社の役員及び発注担当者に対して改正法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

(1) 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずる行為

(2) 自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害する行為

4 天龍工業は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1から3までに基づいて採った措置

5 天龍工業は、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1から4までに基づいて採った措置

6 天龍工業は、前記1から5までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

- 1 (1) 天龍工業は、肩書地に本店を置き、輸送用機械の部品の製造販売を行う事業者であるところ、令和6年7月から令和7年8月までの間に、別表1及び別表2の「下請事業者」欄記載の事業者24名（以下「本件下請事業者」という。）に対し、自社が販売し又は製造を請け負う輸送用機械の部品（以下「本件製品」という。）の製造を委託した。
- (2) 前記(1)の委託の当時、天龍工業は資本金の額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者であり、本件下請事業者は個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者であった。
- 2 (1) 天龍工業は、別表2の「下請事業者」欄記載の事業者14名との取引において、毎月の締切日までに納品された製品の代金をその翌月に支払っていたところ、令和6年11月から令和7年9月までの間、自社の原価低減等を図るため、当該取引における各月の支払額から、その前月等に当該事業者に対して支払った前記1(1)の委託に係る代金の額に一定率を乗じて得た額である同表の「減じた額」欄記載の計544万5240円を「調整部品」の名目で差し引いた。
- (2) 天龍工業は、別表1の「下請事業者」欄記載の事業者11名に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和6年10月以降、当該金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該事業者に生じる同表の「貸与していた金型等の数」欄記載の計187個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、当該事業者に当該金型等を保管させた。
- 3 天龍工業は、令和8年6月22日までに、別表2の「下請事業者」欄記載の事業者14名に対し、同表の「減じた額」欄記載の計544万5240円を支払った。

第2 法令の適用

前記事実によれば、天龍工業は、改正前の下請法第2条第1項に規定する製造委託をした事業者であり、同条第7項第2号に規定する親事業者に該当し、本件下請事業者は、同条第8項第2号に規定する下請事業者に該当するところ

- 1 天龍工業の前記第1の2(1)の行為は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じたものであり、改正前の下請法第4条第1項

第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に

2 天龍工業の前記第1の2(2)の行為は、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害したものであり、改正前の下請法第4条第2項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定にそれぞれ違反するものである。

よって、天龍工業に対し、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第2項及び第3項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】